

静岡県マリーナ建設審査委員会規程

(設置)

第1条 静岡県マリーナ建設事業に関する指導要綱（昭和63年静岡県告示第555号。以下「要綱」という。）の適正な執行を図るため、マリーナ建設審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 要綱に基づく承認その他の事務に関すること。
- (2) その他マリーナ建設に関する事項で、知事が関係部局間の調整を必要と認めるものに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員4人で組織する。

(委員長)

第4条 委員長は、交通基盤部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 政策推進局長
 - (2) くらし・環境部長代理
 - (3) スポーツ・文化観光部長代理
 - (4) 経済産業部長代理
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、前項の委員のほか議案に係るある部局の部長代理等を臨時に委員に指名することができる。

(幹事会)

第6条 委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 3 幹事長及び幹事は、委員を補佐するとともに、委員会に出席して議案について説明し、又は意見を述べることができる。
- 4 幹事長は、土地対策課長をもって充てる。
- 5 幹事は、議事に係るある本庁の課室又は出先機関の長をもって充てる。

(議案)

第7条 委員長は、第2条各号に掲げる事項に係る議案の提出があったときは、幹事会に対し当該議案の審査、協議、又は検討（以下「審査等」という。）を命ずるものとする。

(審議)

第8条 委員会は、幹事会の審査等が終了した議案について審議する。

- 2 委員会の審議は、委員長が議案に係るある委員を招集する会議において行う。ただし、急を要する場合その他特別の事情がある場合は、回議の方法により審議することができる。
- 3 委員長は、議案の審議が終了したときは、その結果を知事に報告するものとする。

4 マリーナ建設事業のうち次に掲げるもの以外のマリーナ建設事業に係る要綱第6条の承認及び第11条の承認に関する議案については、幹事会の審査の結果をもって委員会の審議の結果とすることができる。

(1) 施行区域の面積が2ヘクタール以上のマリーナ建設事業

(2) 係留する施設の規模が200隻以上のマリーナ建設事業

(3) その他委員長が必要と認めるマリーナ建設事業

(幹事会の事務等)

第9条 幹事会は、第7条の議案について審査等を行う。

2 幹事長は、審査等を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めるものとする。

3 幹事長は、審査等が終了したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

4 前条第2項の規定は、幹事会の審査等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、交通基盤部土地対策課において処理する。

附 則

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。